

学校法人昌賢学園
群馬医療福祉大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

群馬医療福祉大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 昌賢学園
理事長	鈴木 利定
学 長	鈴木 利定
A L O	土屋 昭雄
開設年月日	平成 8 年 4 月 1 日
所在地	群馬県前橋市川曲町 191-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
医療福祉学科		40
	合計	40

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	診療情報管理士教育専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

群馬医療福祉大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月7日付で群馬医療福祉大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

群馬医療福祉大学短期大学部は、建学の精神である「仁」を基盤にして、教育理念を「知行合一」、教育目標を「質実剛健」、「敬愛」、「至誠」、「忠恕」と定め、教育基本法等に基づいた公共性を有しており、「GUIDE BOOK」やウェブサイト等で内外に表明している。オリエンテーションでは、学長自らが建学の精神や根本的な教育理念などを語り伝えている。

短期大学の教育研究の専門性を生かした出前授業や出前講座を開講しており、地域・社会に貢献している。

建学の精神及び教育理念に基づく教育目的は、学則に定められ、教育目標とともにウェブサイト等で公表している。学生に対して、「奉仕の精神」、「環境の美化」、「礼儀正しい人になる」を伝統的に教育面で重視してきた行動目標と示し、学生の自主的なボランティア活動、環境清掃活動、挨拶の励行を通じた全人格育成を重視した教育実践が行われている。

全学的な自己点検・評価活動の中心的役割を担う組織として「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」を構成し、アセスメント・ポリシーが検討され策定されている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づき、全学、短期大学部の学科及び4コースのディプロマポリシーとしてそれぞれ示されている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、学科・コースの特性を踏まえて明確に示し、教育課程を編成している。入学者受入れの方針は、求める学生像と入学者選抜の基本方針として明確に示し、学生募集要項やウェブサイト等で公開している。

学習成果については、資格取得率、国家試験合格率、GPA、授業アンケート、社会人基礎力、知識・技能の獲得、汎用性能力、職業観など、独自の調査で検証するとともに、修学ポートフォリオも活用している。また、令和2年度在学生から学習成果を可視化でき、短期大学での学びの実情を学生自身で把握する「ディプロマ・サプリメント」をWEBポータルサイト上で確認できる体制を整えている。

教員は、クラス担任制により、出席状況や成績を把握、面談や進路相談を実施するなど、きめ細やかな学生指導が行われている。事務職員は、学生の視点に立った情報提供や学生生活の支援を日々行っており、学習成果の獲得に関する面で、総合的な修学支援を行って

いる。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、介護福祉士の養成及び国家試験の合格を重視した現場経験豊富な教員を配置している。専任教員の職位、及び採用については、学内規程に基づき適正に行っている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、ウェブサイトで公開している。研究成果については、「群馬医療福祉大学紀要」で発表している。全学的な FD・SD 研修及び学科等による FD 研修を実施し、非常勤教員についても研修を受けることとしている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。自家用車で通学する学生が多く、キャンパスに隣接した広い駐車場を整備している。キャンパス内には体育館に加え、公式競技大会にも活用できる規模のアリーナを整備している。講義室のほか、介護実習室、調理実習室、資格試験対策として学生が活用できる教室などを整備している。WEB ポータルサイトを導入し、学生は、シラバスや出席の確認、ボランティアの登録等に活用している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目標を明確に理解し、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

ただし、評価の過程で、短期大学に関する多くの規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されているが、その根拠規程が定められていない、教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項が教授会で審議されていない、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づいて、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び学校法人の情報は、法令に基づき、ウェブサイト等で公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、

優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 建学の精神を基礎として、さらに「奉仕の精神」、「環境の美化」、「礼儀正しい人になる」と定め、具体的教育行動目標を学生の自主的なボランティア活動の支援、学生と教職員の協働による環境清掃活動、挨拶の励行と示して全人格育成を重視した教育実践が行われ、福祉や医療を目指す学生の成果として建学の精神や教育理念をわかりやすく示したタグラインとして「仁－思いやりで未来を創る大学」を学生の意見に基づき設定している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学習成果を高め、学生へのきめ細やかな指導をするためにクラス担任制を置くとともに、1年次前期は特に手厚い教育を行うなど、学習年次を考えた学生指導を進めている。特に、建学の精神「仁」に基づく人間形成、対人関係育成のためのボランティア活動の取り組みやサービス・ラーニングとしての単位化、大学の特徴を生かした多職種連携教育としての基礎科目「チームケア入門」を置いて、大学の有する専門性と特色を打ち出している。

[テーマ B 学生支援]

- 「学生支援センター」運営のほか、委員会を設置し、教職員一体となって学生支援を行っている。学生全体で参加できる行事が複数企画され、学生生活の充実が図られている。寮が完備され、寮監職員は介護福祉士とケアマネージャーの有資格者であり、学生や保護者にとって安心できる体制である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報セキュリティとして、サイバーリスク保険に加入するほか、サーバを二重化し、想定外の障害に対応できるように努めており、また、前橋警察署との連携によるフィッシング詐欺被害の予防訓練を行っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のためにその結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 一部のシラバスに時間数と授業回数不明確なところがあり、また科目ごとの到達目標は明示されているが、具体的な評価内容は示されていないものが散見された。予習、復習についても内容の記載が少ないものがあり、学習効果を高めるために、今後改善されることが望まれる。
- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会は、全教員が参加する「教授会・教員会」とし、併設大学と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。学則には併設大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会規程をはじめ多くの規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されているが、その根拠規程がないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。
- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項

が教授会において審議されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとつて適切な教授会運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 38 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとつて適切な管理運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、創立者の遠祖、長尾影仲（昌賢）が宝徳元（1449）年に設立した「学問所」の建学の精神「仁」を伝承し、教育理念を「知行合一」、教育目標を「質実剛健」、「敬愛」「至誠」、「忠恕」と定め、教育基本法等に基づいた公共性を有しており、「GUIDE BOOK」やウェブサイト等で内外に表明している。学生に対しては、全学共通に1年次全員が履修をする「基礎演習」において、建学の精神に関する講習のプログラムが組まれ、オリエンテーションでは、学長自らが建学の精神や根本的な教育理念などを語り伝えている。地域貢献では、短期大学の教育研究の専門性を生かした出前授業や出前講座を開講し、リカレント教育では、医療・福祉分野に関するスキルアップ研修のプログラムを用意することや併設大学と協働して地域自治体と連携した介護人材養成など教員の専門性を生かした活動を行っている。

教育目的は、建学の精神及び教育理念にのっとり、学則第1条で、「教育基本法及び建学の精神の理念とするところに従い、社会福祉を科学的に教授・研究し、高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成することを目的とし、社会福祉の発展に直接寄与することを使命とする。」と定め、教育目標とともにウェブサイト等で公表している。また、学生に対して、「奉仕の精神」、「環境の美化」、「礼儀正しい人になる」を行動目標と示し、学生の自主的なボランティア活動、環境清掃活動、挨拶の励行を通じた全人格教育を重視して教育実践を行っている。

学習成果については、建学の精神、教育理念と目標に基づく「全学共通ディプロマポリシー」、「短期大学部学科ディプロマポリシー」及び「介護福祉、福祉総合、介護福祉士実践、医療事務・秘書コースの各ディプロマポリシー」を定め学内外に表明している。学生自身が振り返る「修学ポートフォリオ」を運用し、これら学習成果はIR室長を通じて教員と共有し、FD・SD研修テーマの検討に反映されるなど改善活動上重要な資料として活用されている。これらの成果は、理事長・学長を最高責任者とする大学改革推進センターとIR室、教学マネジメント部会を原動力として各部門が点検し、教授会等を通じて共有化が図られるが、地域連携・キャリアセンターの「卒業時調査」、「卒業生調査」や連携協定高校教員との意見交換の場などでも定期的に点検を行っている。

三つの方針は、組織的議論を経て一体的に策定され、「学生募集要項」、「学生生活 HAND BOOK」、ウェブサイト等で公表している。

全学的な自己点検活動の中心的役割を担う組織として自己点検・評価・コンプライアンス委員会を構成し、アセスメント・ポリシーが検討され策定されている。査定される各指標は IR 室で収集し、学内共有するとともに「ファクトブック」としてウェブサイト上で公開している。しかしながら、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降学外に公表されていないことから改善が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針については、建学の精神に基づき、「全学共通ディプロマポリシー」と短期大学の「医療福祉学科ディプロマポリシー」を示すとともに、4つのコースでは、取得できる資格と特徴を踏まえ「介護福祉コースディプロマポリシー」、「福祉総合コースディプロマポリシー」、「介護福祉実践コースディプロマポリシー」、「医療事務・秘書コースディプロマポリシー」として示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、学科・コースの特性を踏まえて明確に示し、教育課程を編成している。カリキュラムの見直しと改正では、指定規則変更時や日本医師会の協力により医療事務・医療秘書資格取得のカリキュラムを置くなど、実学の学びをさらに展開し、実習施設等をはじめ関係方面と密な連携をとって教育にあたっている。しかしながら、一部のシラバスに不明確なところや内容の記載が少ないものがあり、改善が望まれる。また、CAP 制に関する具体的な定めを学則上に規定することが望まれる。

教育課程は、教養教育に関する科目群と専門教育の科目群との2階層の編成になっており、教養教育は、初年次教育やアカデミック・スキルの育成も視野に入れながら、建学の精神や教育理念、教育目標を達成することをねらったもの（「基礎演習」・「総合演習」など）、また、総合的な人間力の育成を図りながら、実社会との接点を作ることをねらったもの（「サービス・ラーニング」）は、特に短期大学の教養科目の土台となるものであり、いずれの科目も、実社会や生活現場に即した問題解決能力を養うことや、行動力、コミュニケーション能力の育成を目指すものである。

職業教育として、医療福祉現場で求められるコミュニケーション能力の向上のため、多職種連携を想定した演習を取り入れるなど、大学の特徴を生かして取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、求める学生像と入学者選抜の基本方針として、明確に示し、学生募集要項やウェブサイト等で公開している。また、介護福祉コースの学生を確保するための入学選抜については、入学者受入れの方針を再考するとともに今後の入学生数を視野に入れて再検討される予定である。

学習成果については、資格取得率、国家試験合格率、GPA、授業アンケートなどのほか、社会人基礎力、知識・技能の獲得、汎用性能力、職業観など、独自の調査で検証し、個々の学生の「修学ポートフォリオ」では、学生が理解しやすいグラフなどを導入している。GPA 評価については、適正性を保つことを意図して相対評価を前提としているが、今後も継続した検討を視野に入れている。卒業生の就職先にアンケートを実施し、人物やコミュニケーション能力についての評価をフィードバックしてもらった取り組みをしている。

教員は、10名程度の学生で構成されるクラス担任制により、出席状況や成績を把握し、

面談や進路相談を実施するなど、きめ細やかな学生指導が行われている。事務職員は、学生の視点に立った情報提供や学生生活の支援を日々行っている。特に履修や実習に関する事務手続きなど、学習成果の獲得に関する面で、総合的な修学支援を行い、円滑な教育活動が年間を通じて進行するよう業務に取り組んでいる。また、WEB ポータルサイトを活用し、教務課や地域連携・キャリアセンターなどの組織や各種委員会の連携による学生支援が行われている。入学前指導やeラーニングによる「入学前準備教育」、入学早期の「フレッシュャーズ・キャンプ」、「学生生活 HAND BOOK」の発行など、入学前から学生を支援する体制が整っている。基礎学力が不足する学生や学習上の悩みに対して補習授業や個別指導の実施、「学習なんでも相談」で対応しているが、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や支援については、導入の可能性を検討している。

学生の生活支援業務は、学生課が中心となって行っており、教職一体となって運営される「学生支援センター」のほかに各種委員会を設置し、学生支援を行っている。学生生活の支援では、エレベーター未設置棟に構造上の課題があるという問題の解消や、学生が授業以外の時間を快適に過ごせる場の改善を目指している。

進路支援では、国家資格取得や就職試験対策等、1年次から継続的・組織的な指導支援が行われている。ボランティア活動を正規科目とし、地域貢献を通じた人間力の育成に力を入れており、その成果として高い就職率を誇っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、介護福祉士の養成及び国家試験の合格を重視した現場経験豊富な教員を配置している。専任教員の職位及び採用については、学内規程に基づき適正に行われている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、ウェブサイトで公開している。研究成果については、「群馬医療福祉大学紀要」で発表している。全学的なFD・SD研修及び学科等によるFD研修を実施し、非常勤教員についても研修を受けることとしている。なお、3年間において研究業績の無い教員がおり、短期大学の研究活動への組織的な支援制度の構築が望まれる。

短期大学が所在する前橋キャンパスは、併設大学と共用しており短期大学部専任の事務職員3名が、教務事務、就職支援、施設管理を所掌している。教職員の就業については、諸規程に基づき適正に管理されており、教職員の就業に関する諸規程は、共有ドライブに規程データを保存し、教職員の閲覧に供している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。自家用車で通学する学生が多く、キャンパスに隣接した広い駐車場を整備している。キャンパス内には体育館に加え、公式競技大会にも活用できる規模のアリーナを整備している。山々を見晴らす階段教室等の講義室のほか、介護実習室、調理実習室、資格試験対策として学生が活用できる教室などを整備している。電子図書の学外アクセスの整備、情報セキュリティに係る人材確保及びラーニングコモンズの設置を課題とし、それらの整備のために財務状況の改善計画の立案と実行を進めたいとしている。

「学校法人昌賢学園 固定資産及び物品管理規程」を定め、「群馬医療福祉大学 施設管理

規程」を準用して、施設設備の維持管理を行い、年に1度、全教職員及び全学生参加による防災訓練を行っている。情報セキュリティとして、サイバーリスク保険に加入するほか、サーバを二重化し想定外の障害に対応できるように努め、前橋警察署との連携によるフィッシング詐欺被害の予防訓練も行っている。

WEBポータルサイトを導入し、学生たちは、オリエンテーションで使用方法を学び、シラバスや出席の確認、ボランティアの登録等に活用している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目標を明確に理解し、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。理事長は、短期大学部創設にあたり建学の精神を策定し、また、短期大学部開学以来学長を兼務している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。IR室及び内部監査室が、学内外の必要な情報を理事会に提示している。

「群馬医療福祉大学学長に関する規程」に準じて学長が選任されている。理事長兼学長は、短期大学教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、「大学改革推進センター」の長も学長充て職として兼務している。なお、教授会規程をはじめ多くの規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されていたが、その根拠規程が定められていなかった点、また、教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項が教授会において審議されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、「教授会・教員会」と称する併設大学・短期大学合同の教授会開催については、学則に根拠規定があるものの、合同教授会規程がないため、適切に規程を整備し、規程に沿った運営が望まれる。学長は、1年次の必修科目である「基礎演習」及び2年次の必修科目である「総合演習」において建学の精神を訓話し、また、環境美化活動及びサービス・ラーニングを短期大学教育に根付かせ、教育目的の達成を図っている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べ、また、内部監査室からの報告を受け、学校法人の業務及び財産の状況について監査しており、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、公認会計士とも連携している。ただし、監事監査報告書に、理事の業務の執行状況の監査の記載が十分ではないため、改善が望まれる。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い運営されているが、しかしながら、評議員会議事録署名人の取扱いが寄附行為の規定と異なるように見受けられるため改善が望まれる。

前回の認証評価において、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関

すること」の公表が不十分であったことを受け、改善が図られている。教育情報及び学校法人の情報は、法令に基づき、ウェブサイト等で公表・公開している。